

建設業の墜落・転落災害防止用 チェックリストの活用について

栃木労働局

栃木県の建設業の休業4日以上の労働災害における事故の型で最も多いのは、「墜落・転落」で、令和6年確定値で69件（建設業全体190件の36.3%）、令和7年10月末現在で53件（建設業全体154件の34.4%）となっています。

栃木県の建設業の労働災害を減少させるために、栃木労働局では、以下のチェックリストを作成いたしましたので、工事現場の安全管理にご活用ください。

＜建設業の墜落・転落災害防止用チェックリスト＞

- ※ 施工計画作成時、現場巡回時、パトロール実施時等に点検し、墜落・転落災害防止を徹底しましょう。
- ※ 発注機関においてもパトロール実施時等に点検し、発注工事における墜落・転落災害防止に取り組みましょう。
- ※ 労働安全衛生法で規制のある「高所」は、高さ2メートル以上の箇所ですが、以下の点検項目における「高所」は、高さ2メートル未満の箇所を含みます。

点検項目	点検結果
① 高所の作業を行う場合、足場等の安全な作業床を設置していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
② 上記①の場合において安全な作業床を設置することが困難なとき（※注）は、防網を張り、墜落防止用器具を使用させる等により作業を行わせていますか。（※注：作業床を設置することができる場合は、作業床を設置し、かつ、下記③の墜落防止対策の設備を設置しなければならないことに注意が必要です。）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
③ 高所の作業床（足場の作業床を含む。）で作業を行う場合、作業床の端、開口部等に、囲い、手すり、覆い等の墜落防止対策の設備を設置していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
④ 上記③の場合において墜落防止対策の設備として手すりを設置する場合、手すりを高さ85センチメートル以上の位置に設置し、かつ、高さ35センチメートル50センチメートル以下の位置に中桟等を設置していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑤ 上記③の場合において墜落防止対策の設備を設置することが困難なとき（※注）又は作業の必要上臨時に墜落防止対策の設備を取り外すときは、作業者に墜落防止用器具を使用させ、かつ、関係作業者以外の作業者を立ち入らせない措置を講じていますか。（注：墜落防止対策の設備を設置することができる場合は、上記③の墜落防止対策の設備を設置しなければならないことに注意が必要です。）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑥ 上記⑤の場合において作業の必要上臨時に墜落防止対策の設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに当該墜落防止対策の設備を復旧していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑦ 足場上での作業がある日は、その日の作業開始前に、墜落防止対策の設備の取り外し及び脱落の有無を点検し、異常を認めたときは直ちに補修していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑧ フルハーネス型墜落防止用器具を使用させる作業者に対して、特別教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否